

各検診機関からの回答を市町ごとに以下の区分でまとめた。

- : はい
- × : いいえ
- △ : 今年度中に確実に実施予定
- : 「-」や空欄、文意で回答

	個別検診(回答医療機関数)												*個別検診のうち調査回答市町												集団検診																											
	長崎市 (17機関)			佐世保市 (12機関)			島原市 (4機関)			諫早市 (12機関)			大村市 (5機関)			平戸市 (6機関)			老岐市 (1機関)			雲仙市 (12機関)			南島原市 (12機関)			長与町 (6機関)			時津町 (1機関)			個別計 (88機関)				集団 (2機関)														
	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-								
1. 受診者への説明																																																				
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか。	17				12				4				12				5				5	1							1	12			12				6				1				86	1		1	2			
(2) 精密検査の方法や内容について説明しましたか(胃部X線検査の精密検査としては胃内視鏡検査を行うこと、および胃内視鏡検査の概要など)。	17				12				4				12				5				4	2							1	12			12				6				1				85	2		1	2			
(3) 精密検査結果は市町へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか。	17				12				4				12				5				6								1	12			12				6				1				87			1	2			
(4) 検診の有効性(胃部X線検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しましたか。	17				12				4				12				4	1			6								1	12			12				6				1				86	1		1	2			
(5) 検診受診の継続(隔年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか。	17				12				4				12				4	1			6								1	12			12				6				1				86	1		1	2			
(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか。	17				12				4				11			1	3	2			6								1	12			12				6				1				84	2		2	2			
2. 問診、胃部X線撮影の精度管理																																																				
(1) 検診項目は、問診に加え、胃部X線検査としましたか。	16			1	12				4				12				5				6				1				12				12				6				1				87			1	2			
(2) 問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか。	15	1	1		12				4				12				5				6				1				12				12				6				1				86	1	1		2			
(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか。	16			1	12				4				12				5				6				1				12				12				6				1				87			1	2			
(4) 胃部X線撮影の機器の種類を仕様書で明かにし、撮影機械の基準は日本消化器がん検診学会の定める仕様基準を満たしていましたか。	14	2	1		11	1			3	1			10	1		1	5				4	2			1				10	1	1		10	1	1		6				1				75	9	3	1	2			
(5) 胃部X線撮影の枚数は最低8枚とし、仕様書にも撮影枚数を明記していましたか。	14	2	1		12				3	1			8	2	1	1	5				2	4			1				8	4			8	4			6				1				68	17	2	1	2			
(6) 胃部X線撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとし、仕様書に体位及び方法を明記していましたか。	12	4	1		9	3			3	1			8	3	1		5				1	5			1				8	3	1		8	3	1		6				1				62	22	4		2			
(7) 胃部X線撮影において、造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に(180~220W/V%の高濃度バリウム、120~150mlとする)保つとともに、副作用等の事故に注意していましたか。	16			1	12				4				11			1	5				6				1				12				12				6				1				86			1	1	2		
(8) 胃部X線撮影に携わった技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得していましたか。	2	10	1	4	4	4	4		4	1	3		2	5	1	4	1	4			5			1	1				1	9	2	1	9	2	1	1	4	1			14	51	2	21	2							
(9) 自治体や医師会等から求められた場合、胃部X線撮影に携わった技師の全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告しましたか。	1	5	1	10	7				5	2	2		2	1		9	4				1	2	3		1				2	4	6	2	4	6	2		6	2			4				1	24	20	1	43	2		
3. 胃部X線読影の精度管理																																																				
(1) 自治体や医師会等から求められた場合、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数もしくは総合認定医数を報告しましたか。	1	16			11			1	1	3			9	2		1	5				6				1				6	4	2	6	4	2	5		1	1			51	30		7	2							
(2) 読影は二重読影とし、原則として判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医でしたか。	7	8	1	1	9	3			2	2			4	8		4	1				3	3			1				3	9		3	9		6		1				43	43	1	1	2							
(3) 必要に応じて過去に撮影したX線写真と比較撮影していましたか。	15		1	1	12				4				12				5				6				1				12				12				6				1				86			1	1	2		
(4) 胃部X線画像は少なくとも5年間は保存していますか。	16			1	12				4				12				5				6				1				12				12				6				1				87			1	2			
(5) 胃部X線による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか。	16			1	12				4				12				5				6				1				12				12				6				1				87			1	2			
4. システムとしての精度管理																																																				
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市町への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされましたか。	16			1	12				4				12				5				6				1				12				12				5	1			1				85	2		1	2			
(2) がん検診の結果及びそれに関する情報について、市町や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか。	16			1	12				4				12				5				6				1				12				12				6				1				87			1	2			
(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市町や医師会等から求められた項目の積極的な把握に努めましたか。	14	1	1	1	11	1			4				11		1		4	1			5	1			1				12				12				6				1				81	4	2	1	2			
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の胃がん専門家を交えた会)を設置していますか。もしくは、市町や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しましたか。	15	2			5	6	1		3	1			4	7		1	5				2	4			1				12				12				6				1				41	45	1	1	2			
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握していますか。	6	10	1		6	5	1		4				12				1	3	1		2	4			1				3	9		3	9		6		1				39	46	3		2							
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市町、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めていますか。	11	5	1		7	5			2	2			7	2	2	1	4	1			2	4			1				8	4		8	4		6		1				55	29	3	1	2							

令和4年度胃がん(胃内視鏡)検診チェックリスト【検診実施機関用】(国立がん研究センター「精度管理ツール(離型集)令和4年度版」参照)

各検診機関からの回答を市町ごとに以下の区分でまとめた。

- : はい
- × : いいえ
- △ : 今年度中に確実に実施予定
- : 「-」や空欄、文言で回答

	個別検診(回答医療機関数)																		*個別検診のうち調査回答市町										集団検診																																																						
	長崎市 (78機関)	佐世保市 (54機関)	島原市 (10機関)	諫早市 (36機関)	大村市 (20機関)	平戸市 (9機関)	松浦市 (42機関)	対馬市 (7機関)	老岐市 (6機関)	五島市 (6機関)	西海市 (48機関)	雲仙市 (13機関)	南島原市 (13機関)	長与町 (10機関)	時津町 (4機関)	川棚町 (2機関)	佐々町 (41機関)	新上五島町 (6機関)	個別計 (405機関)	集団 (0機関)																																																															
	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-	○	×	△	-																																											
1. 受診者への説明																																																																																			
(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか。	78				54				10				36				19		1	9		42				7				6				4	2			46	1	1	13		13				10				4				2				41				6				400	3	2														
(2) 精密検査の方法や内容について説明しましたか(胃内視鏡検査の精密検査としては生検または胃内視鏡検査の再検査を行うこと、および生検の概要など)。	78				54				10				36				19		1	9		42				7				6				4	2			46	1	1	13		13				10				4				2				41				6				400	3	2														
(3) 精密検査結果は市町へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか。	78				54				10				33	2	1		18	1	1	7	1	1	42				7				6				4	2			46	1	1	13		13				10				4				2				41				6				394	4	5	2												
(4) 検診の有効性(胃内視鏡検査による胃がん検診は、死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけれられるわけではないこと(偽陰性)、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること(偽陽性)など、がん検診の欠点について説明しましたか。	78				53		1		10				34	2			16	2	1	1	9		42				7				6				4	2			44	3	1	13		13				10				4				2				41				5	1			391	5	7	2												
(5) 検診受診の継続(隔年)が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか。	78				54				10				36				18	1	1	9		42				7				6				3	3			46	1	1	13		13				10				4				2				41				6				398	1	4	2													
(6) 胃がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか。	78				53		1		10				33	2	1		15	4	1	9		42				7				6				3	1	2		42	2	3	1	13		13				10				4				2				41				5	1			386	10	7	2												
2. 問診、胃内視鏡検査の精度管理																																																																																			
(1) 検診項目は、問診に加え、胃内視鏡検査としましたか。	76		1	1	54				10				36				20					9				42				7				6				4	2			47	1	1	13		13				10				4				2				41				5				1	399	4	2									
(2) 問診は現在の症状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しましたか。	74	2	1	1	54				9	1			36				20					9				42				7				6				4	2			47	1	1	13		13				10				4				2				41				6				397	3	4	1									
(3) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか。	76		1	1	54				10				36				20					9				41	1			7				6				4	2			48				13				13				10				4				2				41				6				374	1	29	1						
(4) 胃内視鏡検査の機器や検査医等の条件は、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検査マニュアルを参考にし、仕様書に明記しましたか。	66	7	2	3	47	4	1	2	7	3					29	4	1	2	17	3					6	3			38	4			6	1			6				4	2			44	2	1	1	13		13				10				4				2				36	5			2	4			350	40	7	8					
3. 胃内視鏡画像の読影の精度管理																																																																																			
(1) 胃内視鏡画像の読影にあたっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアルを参考にしましたか。	73	3	1	1	48	3	1	2	6	4					30	4	1	1	19						1	6	3		40	2			5	1	1		6				3	3			45	1	1	1	13		13				10				4				2				38	3			4	2			365	26	8	6					
(2) 胃内視鏡検診運営委員会(仮称)またはそれに相当する組織の読影委員会により、ダブルチェックを行いましたか。	70	6	1	1	48	4		2		10					6	29		1	20						5	4			37	4	1		6	1			6				4	2			43	3	1	1	13		13				10				4				1	1			38	3			6				318	76	6	5					
(3) 読影委員会のメンバーは、日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医、日本消化器内視鏡学会専門医のいずれかの資格を取得していますか。	66	3	2	7	49	3		2	3	7					14	16		6	20						1	8			37	3	1	1	2	5	6				46	1	1	1	13		13				10				4				1	1			39	2			6				327	55	6	17											
(4) 胃内視鏡画像は少なくとも5年間は保存していますか。	76		1	1	54				10				36				19		1	9		41	1			7				6				5	1			48				13				13				10				4				2				41				6				374	1	28	2										
(5) 胃内視鏡による検診結果は少なくとも5年間は保存していますか。	76		1	1	54				10				36				19		1	9		41	1			7				6				4	2			48				13				13				10				4				2				41				6				373	1	29	2										
4. システムとしての精度管理																																																																																			
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市町への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされましたか。	72	2	3	1	54				10				35		1		20					8	1			42				6	1			6				4	2			42	1	4	1	13		13				9	1			3	1			2				40	1			5	1			384	6	13	2								
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市町や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか。	75	1	1	1	53		1		10				36				20					9				42				7				6				3	3			46	1	1	1	13		13				10				4				2				41				5	1			395	2	6	2								
(3) 精密検査方法及び、精密検査(治療)結果(内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市町や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか。	70	5	1	2	50	1	1	2	10					34	1		1	20						8	1			41	1			7				6				46	1	1	1	13		13				10				4				2				40	1			4	2			380	12	7	6										
(4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の胃がん専門家を交えた会)を設置していますか。もしくは、市町や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しましたか。	73	4	1		38	11	5		4	6					11	23	1	1	19	1					2	7			26	13	3		7				5	1			35	11	1	1	13		13				10				4				1	1			30	10	1		6				286	101	16	2									
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握していますか。	45	24	8	1	39	10	4	1	3	7					36				15	4	1		3	6			25	15	2		7				3	2	1		2	1	3		34	8	5	1	7	4	2	7	4	2		10				3	1			1	1			29	10	2		6				262	110	30	3						
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。また、県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市町、医師会等から指導・助言等あった場合は、それを参考に改善に努めていますか。	55	15	7	1	43	7	3	1	6	4					28	5	1	2	18	2					4	5			31	10	1		4	3			3	2	1		2	1	3		38	8	1	1	9	3	1	9	3	1		10				3	1			2				32	7	2		4	2			301	78	21	5				